

明色十五年三月二十日 日刊(行政機関の休日休刊) 週三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷 刷印立人行政法独立

## 目次

### 〔府 令〕

○公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七)

### 〔府令・省令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

### 〔省 令〕

- 検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
- 薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一一二)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一三)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同一一四)
- 水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六五)
- 持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)

○農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)

### 〔規 則〕

○人事院規則一一一八(職員の設定)の一部を改正する人事院規則 (人事院一一一八一八)

### 〔告 示〕

- 災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一一三)
- 本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)
- 公証人法第七条ノ二第二項の規定による指定の件(法務三四一)
- 除籍が滅失した件(同三四二)
- 除籍の一部が滅失した件(同三四三、三四四)
- 原戸籍が滅失した件(同三四五)
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇五)

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇五)

### 〔税 則〕

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)

○平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同四九五)

### 〔特 許 法〕

○平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同四九六)

○未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(国税庁四)

### 〔雇 用 法〕

○雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(厚生労働二二九)

○化粧品基準の一部を改正する件(同二四〇)

### 〔食 糧 法〕

○特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続の一部を改正する件(同二四一)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件(同二四二)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を繰た生物及び物の公表を行う件(同二四三)

### 〔農 業 法〕

○平成十四年経済産業省告示第三百五十号の一部を改正する件(同二四六)

○工業所有権に関する手続の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づくファイルへの記録の方法を定める件を廃止する件(特許庁三)

○高速自動車国道に関する件(国土交通九九)

○平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九二)

(以下次のページへ続く)





明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○組替えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(同一〇三)

< 抜粋 >

○厚生労働省告示第百三十三号  
次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品(添加物等の規格基準(昭和三十四年十二月厚生省告示第百七十号)第1A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年五月厚生省告示第百二十三号)第三条第二項の規定により公表する。  
平成十五年五月六日  
厚生労働大臣 坂口 力

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品 種	名 称	申 請 者
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモRBM-T15-101系統	日本モンサント株式会社
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモSSBMT15-15系統	日本モンサント株式会社
てんさい	ラウンドアップ・レヂナー・ラウンドアップ777系統	日本モンサント株式会社

(注) 目次の標題中、「組替え」は「組換え」に修正されます。